

様

再 加 入 者 の 皆 様 へ

このご案内は、以前当厚生年金基金（以下「当基金」といいます。）の加入員であった方で、企業年金連合会（以下「連合会」といいます。）に「基本年金」の支給義務を引き継がれた方が、再度当基金に加入された方（再加入者）を対象としたご案内です。

■基本年金の取扱いについて

当基金から連合会に引継がれていた基本年金の支給義務は、連合会から基金へもどされることなく、将来連合会から基本年金が支給され、再加入後の加入期間に基づく基本年金については将来当基金より支給されることとなります。

※ 基本年金の支払先は、再加入前後の再就職先のポータビリティの取扱いにより異なることがあります。

【当基金へのお問合せ先】

**東日本硝子業厚生年金基金**

〒130-0026 東京都墨田区両国4-36-6

TEL：03-3633-6445

FAX：03-3633-7125

メール：info@glskkn.com

H P：http://www.glskkn.com

※ 企業年金連合会は、平成17年10月1日に「厚生年金基金連合会」から名称変更された団体です。